

転出証明書の紛失について

本市に住民異動届(転入)を提出した市民(1名)からお預かりした転出証明書を事務室内で紛失する事務処理ミスが発生したのでお知らせします。

本件につきまして、関係する方にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 発覚日時

令和6年11月15日(金)午後1時頃

2 内容、経過

令和6年11月15日(金)正午頃、南区役所区民課に住民異動届(転入)で来庁された市民から、住民異動届及び転出証明書を受付窓口の職員が受け取り、手続きに必要な内容を確認し、窓口での受付事務を終了しました。

受付をした職員が、手続きに付随する台帳への記載作業を実施した後、住民記録システムへの入力事務を別の職員に引き継ぎましたが、同日午後1時頃に、引継ぎを受けた職員が入力しようとした際に、転出証明書がないことに気付きました。

事務室内を探しましたが、見当たらなかったため、転入元の市町村に転出証明書情報のFAXの送信を依頼し、内容を確認するとともに、転出証明書の再発行を依頼して転入手続きを完了させました。引き続き、事務室内を搜索しておりますが、現在のところ、転出証明書の発見には至っておりません。

なお、当該市民には事情を説明し、謝罪を行いました。

3 原因

受付をした職員が、台帳への記載作業中に別の案件に対応しなければならない状況となり、その際に他の書類等に紛れてしまったものと思われます。

4 再発防止策

全職員に対し、個人情報的重要性及び取扱いのルールを再認識するなど意識を高める取組を行い、公文書の適正な管理を徹底してまいります。

問合せ先

南区役所区民課

直通電話 042-749-2131

対応責任者氏名 櫻井